

11月 4日 事務次官等会議
11月 5日 閣議
11月10日 公布(予定)

平成16年11月
内閣府

「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害」

8月16日15時にフィリピンの東海上で発生した台風第15号、8月19日21時にマーシャル諸島近海で発生した台風第16号、8月28日09時にマーシャル諸島近海で発生した台風第18号が次々と日本に上陸し、全国的に豪雨、暴風雨及び高潮等により、農作物に甚大な被害が生じた。

被害の発生状況

(単位：億円)

	農作物被害		果実用途 変更	樹体	畜産	合計
		うち水陸稲				
被害見込額	1,140.0	540.0	84.5	49.0	1.7	1,275.2

適用すべき措置の概要

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条)

被害農業者に対する経営資金の融通について、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長を行う。

例 貸付限度額の上乗せ 200万円 250万円

償還期限の延長 3年 4年

指定都道府県

IVの措置は、特に農業被害の大きな以下の都道府県に適用される。

北海道、秋田県、山形県、山口県及び福岡県

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付
石井、江口、秋元
03-5253-2111(代)(51205・51210)
03-3501-5408

政令第 号

平成十六年八月十七日から九月八日までの間の天災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項並びに第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年八月十七日から九月八日までの間の天災による災害	法第八条第一項に規定する措置
備考 上欄の平成十六年八月十七日から九月八日までの間の天災による災害は、平成十六年八月十七	

日から九月八日までの間の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（平成十六年政令第 号）第一条第一項に規定する八月十七日から九月八日までの間の天災による災害をいうものとする。

（法第八条第一項の政令で定める都道府県）

第二条 前条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、北海道、秋田県、山形県、山口県及び福岡県とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。